

令和3年3月24日  
福島県避難者支援課

(「2 用語の定義」関係)

問1

申請できる団体の要件は。

(答)

募集要領2(2)ア～シのすべてを満たすことが申請団体の要件となります。また、採択事業の実施に当たっては団体内での意思疎通が十分に行われていること、関係機関と適切に連携できること等も当然に必要となります。

問2

補助事業の中で消耗品を購入したいが、収支計画書にはどのように記載したらよいか。

(答)

筆記用具等の通常必要な事務用品以外は、できるだけ具体的に記載してください。記載のない消耗品費は原則、補助対象外となります。ただし、申請時点では購入が想定出来なかった等の理由がある場合には補助対象となる余地はあります。

また、補助対象とできない消耗品については、審査の段階で削除されます。記載に当たっては、募集要領「5 補助対象経費」をよくご確認ください。

●補助対象となるもの

- ・事業で消費するもの  
(虫よけスプレー、かゆみ止め、絆創膏、消毒液等、カラーボール等)
- ・使用頻度が高い又は安価なため事業年度(1年間)内に消耗するもの  
(テーブルかけ、調理器具、農作業道具等)
- ・補助事業実施に当たり必要となる安価な事務用品  
(ファイルボックス、ブックエンド、書類トレー等)

●補助対象とならないもの

- ・事業年度(1年)を超えて形状を変えずに繰り返し使えるもの  
(ウォーキング棒、屋内遊具、血圧計、ボイスレコーダー、コーヒーマーカー、キャンプ用品、安価でない調理器具、安価でない農作業道具等)
- ・団体運営費に当たるもの  
(収納ボックス等事務室の整理整頓に使用するもの、ほうき等清掃用具、ラベルライター等団体の運営事務で使用するもの等)
- ・補助金で補助を想定していないもの  
(タイヤ(移動に係る経費は、ガソリン代又は旅費で計上している。)等)
- ・リースで対応可能なもの  
(パソコンソフト、遊具等)
- ・個人支給となるもの  
(記念品、お土産、賞品、Tシャツ、作業着、高価な材料費等)
- ・団体又は個人の所有物の価値を高める修繕費  
(事務所の修繕、パソコンやカメラの修繕等)

### 問3

物品レンタルや消耗品購入の契約を、団体構成員等が経営する（所属する）企業と締結することは可能か。

（答）

団体構成員等が経営する（所属する）企業と各種契約を締結することは、本則的には適切ではないと考えられるところですが、公平性及び客観性が担保できる下記要件がすべて満たされる場合は補助対象とします。

○契約の締結や消耗品の購入前に、団体内で経済的合理性等について検討が十分にされていること。

○契約の締結や消耗品の購入について、団体内で合意形成されていること。

○契約の締結や消耗品の購入について、経済的な合理性等があると客観的に認められること。

※必要に応じて、団体内での検討資料等の提出を求める場合があります。

### 問4

補助対象となる食糧費はどのようなものか。

（答）

主に以下のとおりです。

●補助対象となるもの

①バーベキュー、料理教室等、調理作業自体が交流として意義のある食材費。（参加者の一部のみが調理に参加している場合は補助対象外となります。）

②交流会の飲料代や茶菓代（ケーキ、和菓子、茶菓子等）  
（但し、飲食店や会場から提供される茶菓や飲料は除く。）

●補助対象とならないもの

①日常的な相談業務、打合せ会議等に要する飲食代や茶菓代

②弁当代、記念品代、お土産代、賞品代、酒類等

③交流会の昼食代や軽食代（おにぎり、パン、サンドウィッチ、ピザ、オーダブル等。）

④バス乗務員の昼食代

⑤飲食店や会場から提供される飲食代、茶菓代

※ 判断できない場合は、事業実施前に随時ご相談ください。

### 問5

事業実施のために支援団体がレンタカーを借上げる場合は補助対象となるか。

（答）

事業実施のために支援団体がレンタカーを借上げる場合は賃借料として補助対象となります。ただし、交流会等の事業への参加者に対して支給する旅費を補助対象外としていることから、実質的に同様の効果を生じる借上げについては補助対象外となります。

(「7 申請方法等」関係)

問6

記入方法等で前年度との変更点はあるか。

(答)

様式の変更はありませんが、以下の点についてご注意ください。

○募集要領7申請方法等(6)その他

会計処理を明確に区分するため、補助事業に使用する金融機関口座については、原則として本補助事業にのみ使用してください。また、中間報告や実績報告の際には通帳の写しの提出を求めます。

問7

補助金事務説明会には必ず参加しないといけないか。

(答)

補助事業を適正に実施していただくために開催しますので、説明会に参加することは補助事業実施の必須事項です。

(その他)

問8

申請すれば、必ず採択されるのか。

(答)

予算の範囲内において、運営委員会での選定を経て、知事が事業を採択するため、必ず採択されるとは限りません。

またこれまでの支援団体の活動実績に関わらず、申請書類に基づき募集要領8(2)の審査基準に基づき、選定を行います。

問9

事業企画・広報及び実施の全てを旅行代理店に委託してもよいか。

(答)

事業の全てを旅行代理店に委託することは再委託になり、募集要領3の(6)に定める「事業のほとんどを外部に委託する事業でないこと。」に反するため認められません。

少なくとも、事業の企画及び運営に福島県からの避難者が携わるようにしてください。